

北海道過疎地域自立促進方針

平成22～27年度

北海道

目 次

はじめに	1
1 基本的な事項	3
(1) 過疎地域の現状と問題点	3
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	7
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	7
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	13
(3) 地場産業の振興	16
(4) 企業の誘致対策	17
(5) 起業の促進	17
(6) 商業の振興	18
(7) 観光の振興	18
(8) 省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入	19
(9) 港湾施設の充実	19
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	20
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	20
(2) 国道、道道及び市町村道の整備	21
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	21
(4) 多様な交通確保対策	22
(5) 情報化の推進	23
(6) 地域間交流の促進	24
4 生活環境の整備	25
(1) 生活環境の整備の方針	25
(2) 水道、下水処理施設等の整備	25
(3) 消防施設及び救急業務の充実	26

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	27
(1) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	27
(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	27
(3) その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	28
6 医療の確保	29
(1) 医療の確保の方針	29
(2) 無医地区対策	29
(3) 特定診療科目に係る医療確保対策	29
(4) 体系的な医療提供体制の整備	30
7 教育の振興	31
(1) 教育の振興の方針	31
(2) 小・中学校の教育施設等の整備	31
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	32
8 地域文化の振興等	32
(1) 地域文化の振興等の方針	32
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	33
9 集落の整備	33
(1) 集落整備の方針	33
(2) 集落整備の対策	33
資料	34

はじめに

1 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正

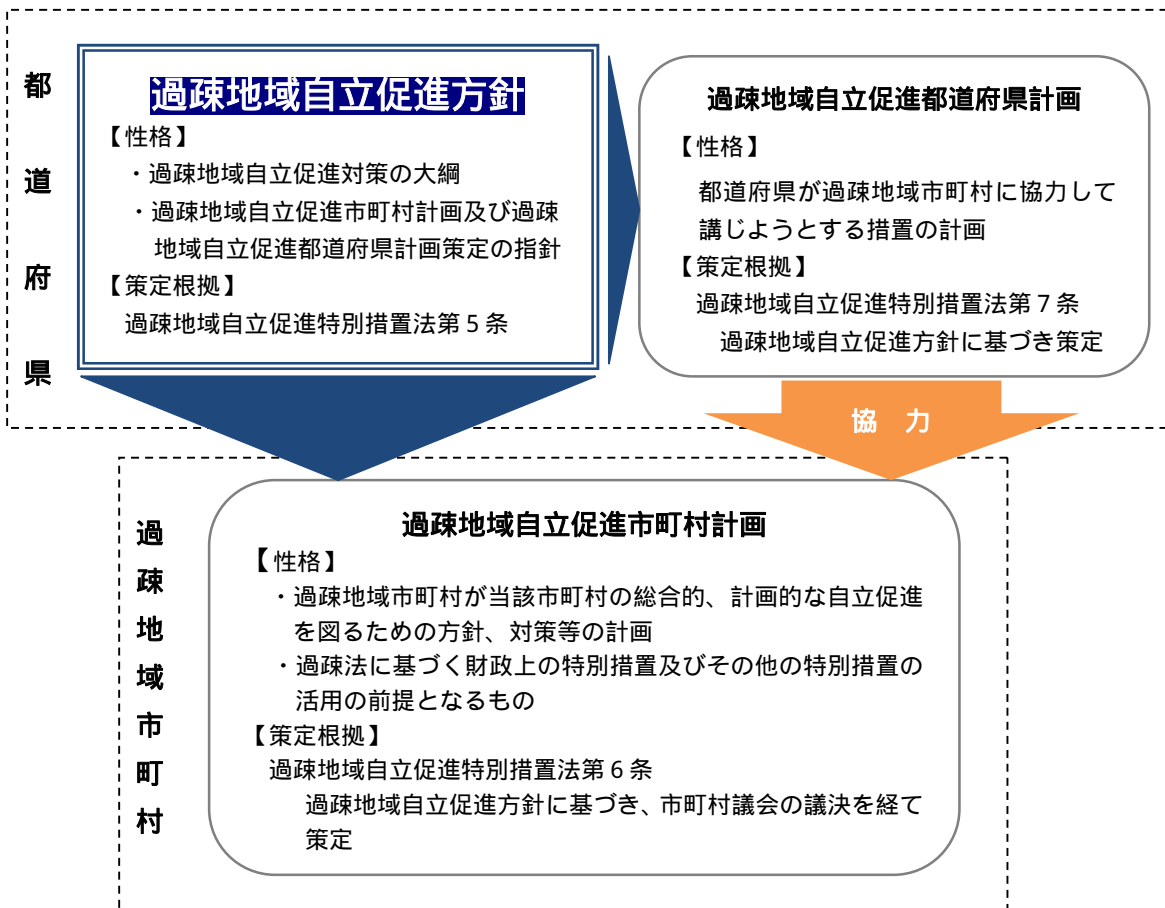
過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に至るまで、これまで、約 40 年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、平成 22 年 4 月に、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限を平成 27 年度まで 6 年間延長するとともに、過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が施行されました。

2 北海道過疎地域自立促進方針策定の趣旨

北海道過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法第 5 条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。

方針と計画の性格と相互の関係



3 北海道過疎地域自立促進方針の期間

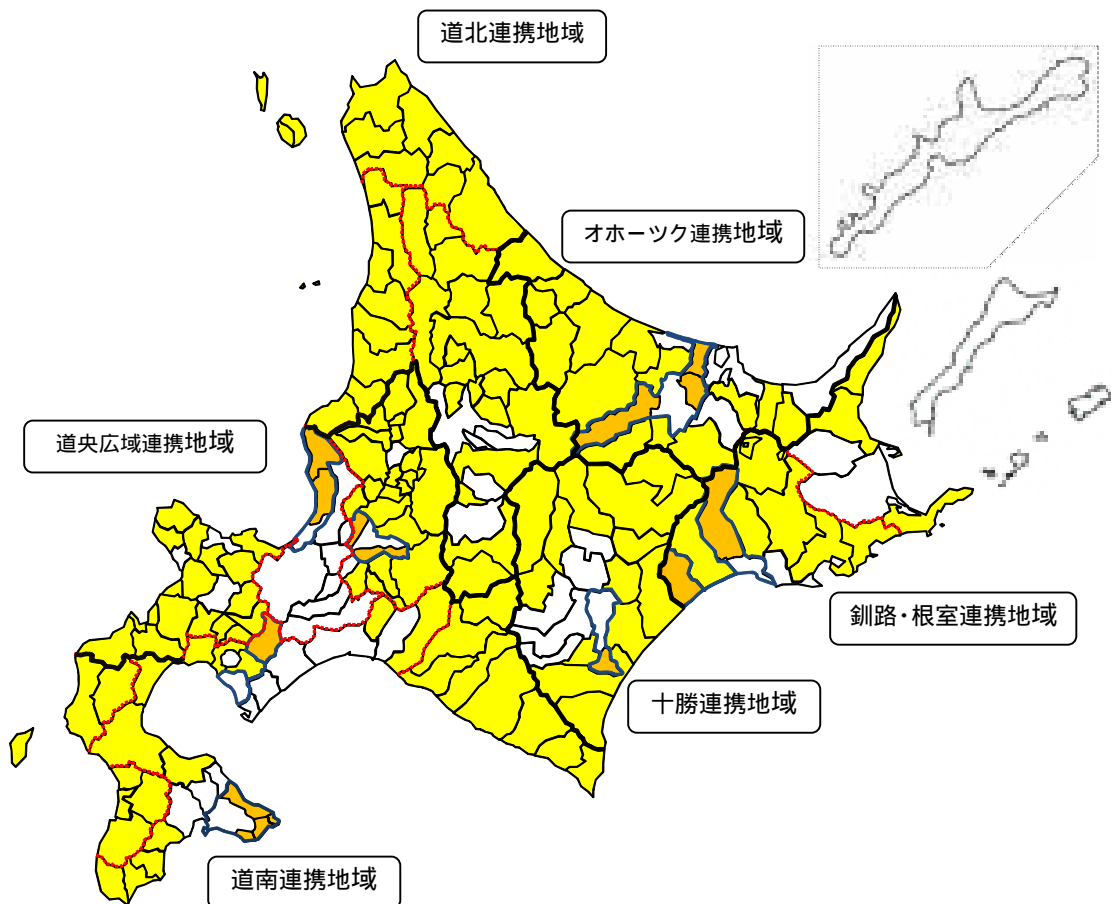
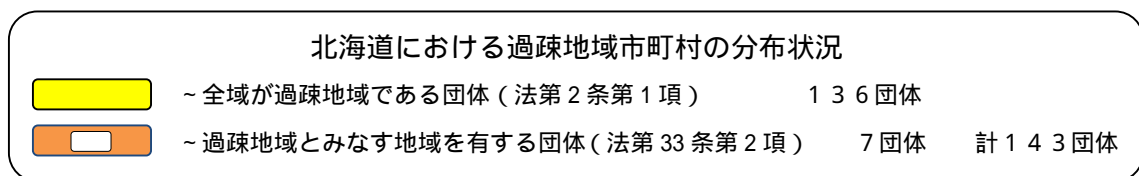
平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 か年間

4 推進管理体制

この方針に定める過疎地域自立促進対策については、全庁横断的に組織する地域政策推進会議を中心に、過疎対策に関する協議や調整、別に定める北海道過疎地域自立促進都道府県計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

5 過疎地域の分布状況

過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定に基づき公示された本道における過疎地域市町村の数は、平成 22 年 4 月 1 日現在、143 団体（市：21 団体、町：110 団体、村：12 団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。



北海道過疎地域自立促進方針

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

本道における過疎地域は、面積が広大であり、人口密度が希薄であるが、豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの地域において固有の歴史や文化などを育んできています。

しかしながら、若年層を中心とする都市部への人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などを背景として、地域社会の活力の低下が懸念される状況にあります。

本道の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合は 79.9%となっており、全国の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合(44.9%)を大きく上回っています。

本道の総人口に占める過疎地域市町村の人口の割合は 22.9%、本道の総面積に占める過疎地域市町村の面積の割合は 75.2%となっており、また、人口密度は 20.6 人と、全道平均の 67.4 人と比較して3分の1以下となっています。

本道の過疎地域市町村における財政力指数の平均(平成18年度～平成20年度)は 0.23 となっており、全道平均の 0.28 を下回り、財政基盤が脆弱であることを示しています。

市町村数、人口、面積等の概況

区 分	市町村数		人口 (H17国勢調査)		面積 (H21国土地理院調)		人口密度 人口/面積(人)	
	(団体)	割合	(千人)	割合	(km ²)	割合		
全道	過疎地域	143	79.9	1,288	22.9	62,770	75.2	20.6
	全市町村	179	-	5,628	-	83,457	-	67.4
全国	過疎地域	776	44.9	11,238	8.8	216,609	57.3	51.9
	全市町村	1,727	-	127,768	-	377,946	-	338.1

注1) 市町村数は、平成22年4月1日現在の団体数を示す。

注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

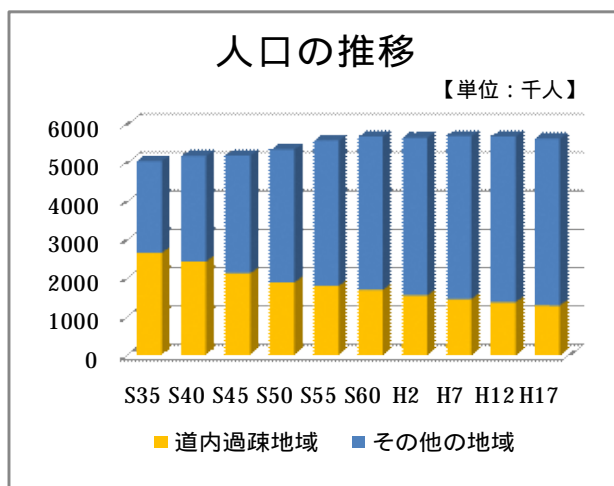
注3) 割合は、全市町村に占める過疎地域市町村の割合(%)を示す。

イ 人口の動向

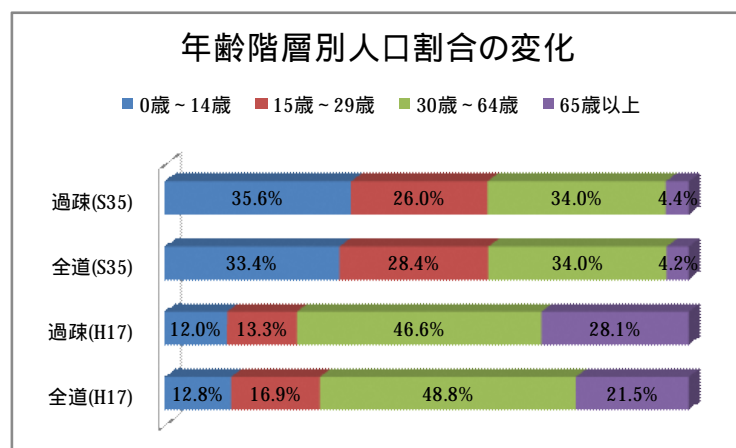
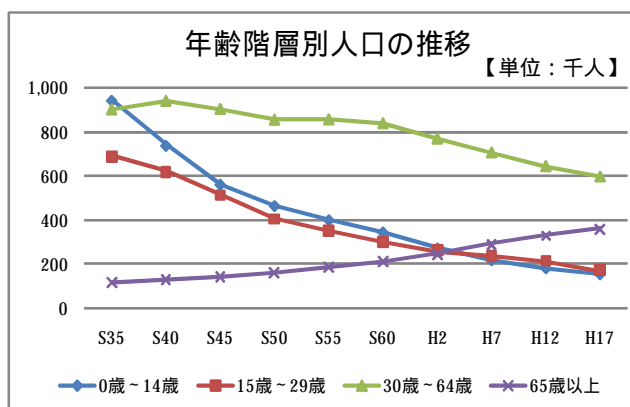
本道の過疎地域における人口の動向は、昭和30年代後半における経済の高度成長に伴う都市部への人口流出、産業基盤・社会生活基盤の整備の遅れなど全国的な共通要因のほか、エネルギー事情の変化に伴う石炭鉱業の構造調整や日本海漁業の不振、戦後開拓入殖者の離農などを背景に昭和50年まで著しい減少となっており、その後、社会経済情勢の変化に伴い、一時的に鈍化傾向にあったものの、昭和35年以降、一貫して減少傾向にあります。

昭和35年から平成17年までの間における人口の推移をみると、全道の総人口は平成12年をピークに減少傾向に転じ、過疎地域では一貫して減少傾向を示しています。

全道の総人口に占める過疎地域人口の割合は、昭和35年では52.7%であったのに対し、平成17年度では22.9%と大幅に低下しており、過疎地域から道内各都市部への人口流出の傾向を示しています（資料1参照）。



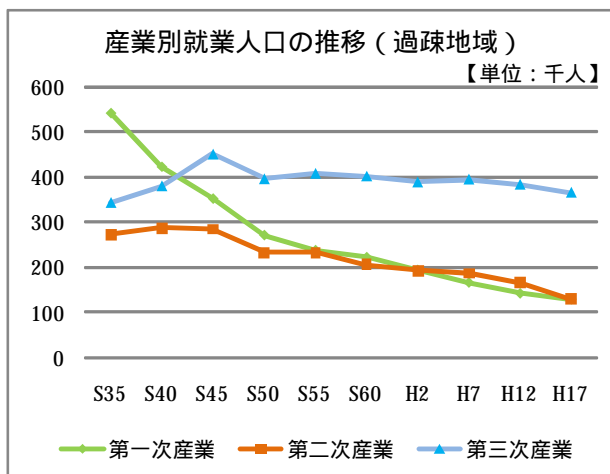
年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上の人口では引き続き増加の傾向を示しているなど、全体に占める高齢者の割合が、近年、急速に高くなっており、高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著になっています（資料1及び2参照）。



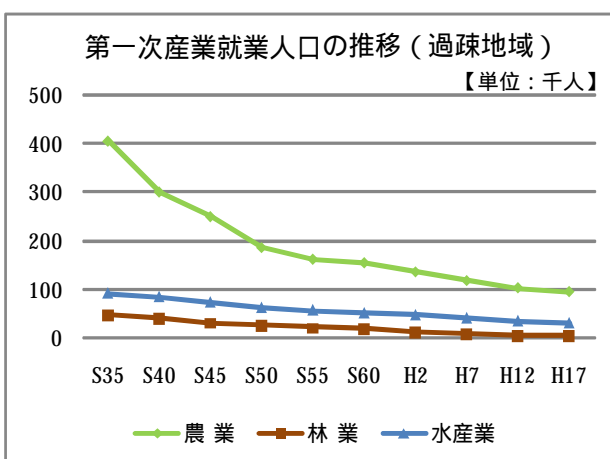
ウ 就業者数の動向

本道の過疎地域における就業者数は、総人口の減少に伴って減少傾向にあり、後継者不足や就業者の高齢化などを背景に、特に第一次産業就業人口の減少が顕著になっています（資料3参照）。

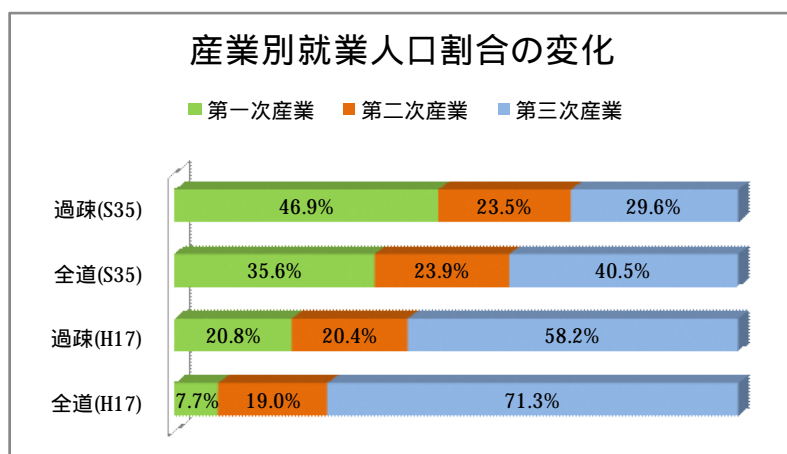
第一次産業は、昭和35年から平成17年までの間に農業就業者が約4分の1にまで大幅に減少していますが、平成17年における産業別就業人口の構成比を全道と比較すると2倍を越えており、第一次産業が依然として地域の重要な産業としての位置を占めています。



第二次産業は、炭鉱の閉山に伴い鉱業就業者が大幅に減少していますが、建設業及び製造業では、昭和35年以降、ほぼ横ばいで推移しています。



第三次産業は、昭和35年以降、ほぼ横ばいで推移していますが、第一次産業就業人口の大幅な減少に伴い、全体に占める第三次産業就業人口の割合が高くなっています。



エ 過疎対策の成果

過疎対策については、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国の支援を受けながら、道、市町村が一体となって、産業振興、生活環境の整備など過疎地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用増大、地域間格差の是正に向けて総合的・計画的な対策を講じてきたところであり、本道の過疎地域においては、人口減少率が一時的に鈍化するとともに、道路や生活環境施設等の公共施設の整備が着実に進んでいます。

一方で、国内外の経済社会情勢の変化により、農山漁村を中心とする過疎地域においては、一定の収入が確保できる雇用の場が減少してきたこと、医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことなどから、依然として人口減少が続いているほか、地域の自主的な取組を支える社会基盤の整備についても、全国との格差が残されています。

このため、今後も引き続き過疎対策を講ずる必要がありますが、産業や生活基盤の整備に加えて、既存ストックの有効活用や人材の確保・育成などソフト対策事業の充実を図る必要があります。

過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年度～昭和54年度)

道分	6,280億円
市町村分	7,430億円
合計	1兆3,710億円

過疎地域振興特別措置法 (昭和55年度～平成元年度)

道分	1兆3,530億円
市町村分	1兆4,830億円
合計	2兆8,360億円

過疎地域活性化特別措置法 (平成2年度～平成11年度)

道分	2兆3,440億円
市町村分	2兆8,930億円
合計	5兆2,370億円

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年度～平成21年度)

道分	1兆8,390億円
市町村分	2兆1,480億円
合計	3兆9,870億円

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

～住民の安全・安心な暮らしづくりと、豊富な資源や潜在力を生かした
個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築～

本道の多くの過疎地域においては、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えています。その一方で、国内有数の生産量を誇る農水産物、清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候、雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化、環境負荷の少ないクリーンエネルギーなど多様な資源に恵まれており、地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性を持っています。

こうした過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、今後の過疎地域自立促進対策については、本道を取り巻く厳しい現状と時代の変化に的確に対応するとともに、新・北海道総合計画や各分野別計画、北海道新生プランなどの各種計画等との整合性に留意し、地域資源の活用を図りながら、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により展開し、地域の自給力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本道は、広大な土地に、機能の集積した都市や人口が分散する「広域分散型」の地域構造で、気候風土や歴史文化、産業展開などが異なる特色ある地域からなっています。

こうした地域においては、経済社会状況の変化により、中心市街地の衰退や地域活力の低下、産業の低迷などが懸念されており、また、地方財政が一層厳しさを増し、投資余力の低下が懸念される状況にあるなど、様々な課題を抱えています。

このような状況の下で、地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現していくためには、農山漁村地域における農林水産業の安定的な展開や、農林水産業と製造業や観光産業などの広域的な連携による力強い地域経済の構築、日常生活に必要なサービス、高度な医療や教育などのサービスの享受、交通や情報ネットワークの整備による交流や物流の利便性の向上など、地域に根ざした政策を展開することが必要です。

こうしたことから、新・北海道総合計画では、人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能をもつ札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市を「中核都市」と位置づけ、これらの中核都市を拠点とする、6つの計画推進上のエリアを「連携地域」として設定し、それぞれの連携地域では、「政策展開方針」を策定し、様々な施策や地域重点プロジェクトを展開しています。

過疎地域自立促進対策についても、これらの施策との整合を図るとともに、各分野における広域計画や各施策相互間の有機的関連に配慮するとともに、地域の特色や発展の可能性を生かし、地域の活力を高め、都市と農山漁村がともに発展し、安心して生活できる地域づくりを進めます。

ア 道南連携地域

連携地域内市町村の 83.3%に当たる 15 市町村が過疎地域となっており、一部を除くほぼ全域に分布しています。

産業は、稲作、畑作、野菜、酪農、畜産などの農業、ホタテ、コンブ、イカ、スケトウダラなどの漁業、トドマツ、スギなどを主体とした林業・木材産業、水産加工業や電子部品製造業、造船業などの製造業、歴史、文化、自然などを生かした観光産業等が展開されていますが、担い手の減少や高齢化、輸入農産物との競合、木材価格の低迷や生産コストの上昇、磯焼け対策や海域の特性にあった魚種の増養殖などが課題となっています。

観光の面では、新幹線開業効果を見据えながら観光地としての魅力をいかに高めていくかが、課題となっています。

地域内の市町村は、渡島半島の海岸沿いに点在していることから、市町村間を連絡する道路は、海岸線沿いや山間部を通る路線が多く、高波や土砂崩れなど自然災害による影響を受けやすいことから、都市部との移動時間の短縮のほか、代替ルートの確保や防災対策が課題となっています。

主 な 施 策

北海道新幹線の開業を生かした地域づくり

豊富な水産資源などを生かした産業の集積の促進や新技術開発、新産業の創出

個性豊かな地場農水産物のブランド力の強化

「食」や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興

安心・安全で活力ある離島生活の確保

安心して暮らせる地域医療の確保

国内外との交流拡大と交通・情報ネットワークの形成

イ 道北連携地域

連携地域市町村の 87.8%に当たる 36 市町村が過疎地域となっており、中核となる旭川市とその周辺を除き、圏域全体に分布しており、6 連携地域の中では最も高い比率となっています。

産業は、稲作、野菜、果樹、酪農などの農業、ホタテ、サケ、コンブ、ナマコ、エビ、ホッケなどの漁業、豊富な森林資源を背景とした林業や製紙・製材・家具製造業、水産加工品を中心とした食料品製造業、自然公園などの地域資源を生かした観光産業などが展開されていますが、農水産物や加工品の付加価値向上、生産性の向上、販路の拡大、磯焼けやトド被害への対応、担い手不足が課題となっています。

本道林業の中心的地域であり、多くの木材関連企業が立地していますが、天然林資源の減少、木材需要・価格の低迷などにより、経営は厳しい状況となっています。

観光の面では、雄大な自然や恵まれた農林水産資源を生かした通年・滞在型の観光の推進が課題となっています。

また、交通ネットワークの整備が大きな課題となっているとともに、重要港湾である留萌港は地域の流通拠点港、稚内港は、ロシア連邦サハリン州との交流拠点として、さらなる活用が求められています。

主 な 施 策

安全・安心な食を育む農林水産業の展開と地域ブランドづくり
豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
木材関連産業の振興、林業の再生など資源循環型産業の振興
風力、木質バイオマス、バイオエタノールなど新エネルギー導入の促進
山岳や湿原など自然環境の保全・活用と魅力ある観光地づくり
安心・安全で活力ある離島生活の確保
安心して暮らせる地域医療の確保
暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

ウ オホーツク連携地域

連携地域市町村の83.3%に当たる15市町村が過疎地域となっており、網走市などを除き、圏域全体に分布しています。

産業は、小麦、てん菜、馬鈴しょを基幹作物とする畑作や酪農を主体とする農業、ホタテ、サケなどの漁業、カラマツを主体とした林業・木材産業、地域資源を活用した食料品などの製造業、世界遺産に登録された知床や国内唯一の流氷地帯を生かした観光産業等が展開されていますが、重粘土や火山性土などの特殊土壌への対応や、畑作における適正な輪作体系の確立、森林の有する公益的機能の発揮や将来的な資源の保続に向けた、森林資源の適切な管理体制の確立が課題となっています。

観光の面では、宿泊客の比率が低い通過型の観光地となっており、知床などにおける自然環境と観光の調和や、通年、滞在型の観光地づくりが課題となっています。

交通網は、JR石北線が高速化されていないことなどから、道路への依存度が高く、高速交通ネットワークの整備が求められています。

主 な 施 策

オホーツクの統一イメージの形成・発信による地域ブランドの確立
豊富な農林水産資源を生かした地域産業の展開や産業の集積の促進
知床など特色ある自然を生かした環境と調和する観光の展開
景観、気候といった特性を生かしたオホーツクらしい文化・スポーツの創造
安心して暮らせる地域医療の確保
暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

エ 十勝連携地域

連携地域内市町村の73.7%に当たる14市町村が過疎地域となっており、6連携地域の中では最も低い比率となっています。

大規模な畑作と酪農を主体とした農業を中心に、カラマツを主体とした林業・木材産業、サケ・マス、シシャモ、スケトウダラなどの漁業、農畜産加工を中心とした製造業、温泉やアウトドア体験、食のイベントなどを生かした観光事業などが展開されており、特に農業においては、麦類、豆類、馬鈴しょ、てん菜、生乳など、全道一の生産量を誇っていますが、輸入農産物の増加などにより需給が緩和し、価格が低迷するとともに、燃油や飼肥料価格の高騰が経営を圧迫しています。

また、製造業においても、農産物を利用した食料品製造業や農業機械製造業が主となっていますが、地域企業を取り巻く経営環境は厳しく、高付加価値化や販路拡大な

どが求められています。

観光の面では、広大な田園風景と大雪山系や日高山脈など周辺の雄大な景観に恵まれています。観光資源が点在しており、日帰りや通過型観光が主体で、夏季に集中するなどの課題を抱えています。

道路は、帯広市を中心とした広域分散型の当地域において重要な要素となっており、空港・港湾とのアクセス強化や、道央や釧路・根室、オホーツクとのネットワーク形成の観点から、高速交通ネットワークの整備が求められています。

主 な 施 策

食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上
十勝ブランドの形成による農林水産物の競争力強化
豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出
グリーンツーリズムなど地域の産業と連携した体験・滞在型観光の展開
安心して暮らせる地域医療の確保
暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

オ 釧路・根室連携地域

連携地域市町村の76.9%に当たる10市町村が過疎地域となっており、中標津町などを除き、圏域全体に分布しています。

食料の安定供給に大きな役割を果たしているこの地域の産業は、酪農を中心とした農業、サケ・マス、サンマ、コンブ、カニ、カキなどの漁業、トドマツ、カラマツなどを主体とした林業、食料品、紙・紙加工品、飲料・飼料などの製造業のほか、知床、阿寒、釧路湿原など魅力ある資源を生かした観光産業等が展開されています。農業においては、飼料自給率の向上や経営体質、担い手対策の強化が課題となっているほか、エゾシカによる農林業被害が大きくなっており、水産業においては、国際的な漁業規制の強化や資源水準の低下、燃油価格の高騰など厳しい経営環境にあり、資源管理型漁業や栽培漁業の推進による資源の維持増大、担い手の育成確保などが課題となっています。

観光の面では、知床世界自然遺産をはじめ、湿原、湖沼などの豊かな自然環境を生かした体験観光が盛んな地域ですが、広域観光の促進、受入体制の整備等が課題となっています。

交通の面では、道央地域などの経済活動の中心から遠隔地にあり、また地域内においても広大で都市間距離が大きいことから、道路は生活の利便性や物流、救急医療搬送に重要な役割を果たしており高速交通ネットワークの整備が求められています。

主 な 施 策

安全・安心で良質な農林水産物の供給と地域ブランドづくり
豊富な水産資源などを生かした産業の集積の促進
豊かな自然環境の保全とその利活用の推進
知床や湿原など豊かな自然資源と地域の食材を生かした観光地づくり
北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進
安心して暮らせる地域医療の確保
暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

カ 道央広域連携地域

連携地域市町村の75.7%に当たる53市町村が過疎地域となっており、札幌市とその周辺や太平洋沿岸地域の一部などを除き、旧産炭地域や日本海沿岸地域、内陸の稲作地域を中心に広く分布しています。

札幌市を中心として、本道を代表する工業集積地帯や国際的にも有名な観光地、稲作地帯、軽種馬産地、産炭地域など様々な特色を有する地域からなっており、石狩川流域の稲作をはじめ畑作、野菜・果樹、養鶏、軽種馬など多様な農業が展開されているほか、日本海地域ではスケトウダラやホッケ、太平洋地域ではホタテ養殖やコンブ漁業などが主体となっていますが、経営の安定化や担い手の確保、水産資源の減少や経費の増大など多くの課題を抱えています。

また、札幌市を中心にIT関連・バイオの先端技術産業の集積が進んでいるほか、室蘭市、苫小牧市などを中心に鉄鋼、石油精製、自動車関連産業などが集積しており、ものづくり産業の集積促進や新産業の創出などによる産業拠点の形成が求められています。

観光の面では、近年は東アジアなど海外からの観光客が増えています。一部地域では減少しており、多様な観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりや広域観光ルートの形成、海外観光客の受入体制の整備などが求められています。

主 な 施 策

本道経済をリードするものづくり産業や先進技術産業、環境・リサイクル産業の展開

大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開

雪氷、バイオマスなどを活用した新エネルギーの導入

湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興

アイヌ文化の保存・伝承や炭鉱遺産の活用などによる地域づくりの推進

安心して暮らせる地域医療の確保

高速交通ネットワークや港湾の整備などによる国内外との交流や物流の拠点づくり

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

ア 現状と問題点

本道経済は、世界的な金融危機や景気後退の影響等により、ものづくり企業における減産や雇用状況の悪化、観光入込客数の減少、個人消費の落ち込みなど、本道の強みである食品関連産業や観光産業なども含め、全般的に厳しい状況となっています。

最近では、住宅建設や企業の生産活動などに一部明るい動きもみられるものの、個人消費の低迷や新規高卒者の就職率が前年を大きく下回るなど、全国水準に比べても依然として厳しい状況が続いています。

また、本道の経済・産業は、豊富な農林水産資源や観光資源を活かした産業、鉄鋼など素材型産業の集積などに強みを有しており、近年ではIT・バイオなどの新産業や自動車関連産業の集積も進みつつあるものの、従来型の公共投資をはじめとする公的需要への依存度が高いこと、全国に比べて産業全体に占める製造業の比率が低く、とりわけ加工組立型工業の割合が全国に比べ低いこと、さらには、域際収支が大幅な移輸入超過であることなどの構造的な課題があります。

現 状 と 問 題 点

【農林水産業】

貿易自由化交渉の進展など国内外の環境変化による、所得水準の低迷
担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
力強い経営体質の確立と強化

【地場産業】

既存市場の成熟化、消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展
による売上の減少や競争の激化
中小零細企業が多く経営基盤が脆弱

【観光】

東アジア地域からの外国人観光客の増加
旅行目的の多様化や旅行形態の変化

イ 今後の方針

本道経済の活性化に向けては、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、当面の雇用・中小企業対策に加え、中長期的な視点に立った成長力強化の取組が重要であり、本道に優位性のある食や観光といった地域産業の振興を図るとともに、本道の成長を牽引するIT・バイオ等の新産業やものづくり産業の育成・集積を推進します。

これらの取組にあたっては、少子高齢化の進展やエネルギー・環境制約の高まり、経済のグローバル化の加速など、社会経済環境の変化を踏まえた、「健康」「環境」「国際」の3つを業種横断的な視点として重視し、環境変化によって生み出される新たな成長機会に果敢に挑戦する企業などを積極的に支援することで、民間需要が主導する厚みと広がりのあるバランスのとれた経済・産業構造の構築や地域経済の活性化、域際収支の改善に向けた取組を強化します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な農畜産物の供給をはじめ、国土や環境の保全や美しい景観の形成など、多面的な機能の発揮を通じて道民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と結び付き、地域経済を支える基幹産業として大きな役割を果たしていますが、安全・安心な食料の安定供給や食料自給率の向上が大きな課題となっている中、担い手の減少や高齢化の進行に伴う農村地域の集落機能の低下により、農畜産物の安定供給はもとより、農地や水等の資源の適切な保全管理や良好な景観の形成、さらには伝統・文化の継承といった農村が有する重要な役割を果たすことが困難になっている状況も見られます。

このような状況を踏まえ、消費者と生産者との信頼関係を基本とした「食」の構築や「環境」と調和した農業生産活動を推進するため、こうした取組を支える「人」づくりや個性を活かした「地域」づくりを積極的に推進し、持続可能な本道農業・農村を構築します。

主 な 施 策

【消費者の信頼に支えられた安全・安心な「食」のシステムづくり】

食の安全・安心条例に基づく施策の推進

安全・安心の確保に向けた適切な情報提供等のシステムづくり

安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

【豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供】

消費者のニーズに応える農業生産の推進

農産物の安定生産に向けた基盤づくり

安全・安心・低コストなど競争力を高める技術の開発と普及

農産物の付加価値を高める加工や販売の推進

【地産地消や食育などを通じた消費者と生産者との結び付きの強化】

スローフードの推進など「愛食運動」の総合的な展開

健全な食生活をつくる「地産地消」の推進

消費者に対する「食育」の推進

消費者と生産者との結び付きの強化

【「環境」と調和した生産活動の推進】

環境にやさしいクリーン農業などの積極的な推進

持続性の高い有機農業・有機畜産の推進

農業系廃棄物や副産物の適正な処理・有効利用などによる農村環境の保全

【「環境」を保全し、心やすらぐ田園空間の創造】

道民の環境保全の取組への参加の推進

農業・農村の多面的機能を発揮する環境づくり

【次代を担う多様で元気な「人」づくり】

多様な担い手を確保する環境づくり
女性や高齢者の能力の発揮

【地域を支える経営体や組織の育成】

認定農業者や農業生産法人などの積極的な育成
適切な農地利用の推進と優良農地の確保
農業経営の体質強化と安定
農業経営を支援する組織の育成と多様な経営体による地域農業のシステム化

【個性を活かしたオンリーワンの「地域」づくり】

地域資源を活かしたアグリビジネスの振興
個性豊かなブランドづくりと地域おこしの推進

【農とふれあい、楽しむ場の提供】

「農」とふれあうグリーン・ツーリズムの推進
都市住民などの農的暮らしの促進
農村の教育の場などとしての役割の発揮

【快適で住み良い生活の場づくり】

快適でゆとりある生活環境の整備
雇用の場の創出
誰もが安心して暮らせる社会サービスの充実

イ 林業

本道の森林は我が国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全や水源のかん養、自然環境の保全はもとより、京都議定書での森林吸収目標の達成や、生物多様性の保全など、21世紀が抱える地球規模の環境問題に対してその果たす役割に大きな期待が寄せられています。また、自然とのふれあいを大切に、森林に「癒し」を求めるなど、人々の価値観やライフスタイルが変化している中、自発的な森林ボランティア活動の活発化、企業の社会貢献活動意欲の高まり、森林学習の増加や「木育」の発信など、新たな道民の参加・協力による森林づくりの展開が始まっています。その一方で、木材価格の低迷や経営コストの増こうなどにより、森林所有者の林業への投資意欲や関心が減退しており、今後、成熟期を迎えるカラマツをはじめとした本道人工林資源の適切な整備に大きな影響を与えることが危惧され、木材産業においても、建築材や輸送用資材の需要が大きく減少し、依然厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、生産性の高い林業生産活動による低コスト化や、担い手の確保・育成など、森林整備を着実に進める環境の整備を行うとともに、「地材地消」を基本とした道産木材の利用拡大や未利用資源等の森林バイオマスエネルギーなどへの活用促進、高付加価値製品の生産・流通体制の構築などによる木材産業の競争力強化、道民・企業との協働による森林づくりを推進します。

主 な 施 策

【地域の特性に応じた森林づくり】

無立木地への造林や間伐の促進など、重視すべき機能に応じた森林整備
国土の保全や水源のかん養などの保安林機能の増進
多様な生態系を有する森林の保全

【林業・木材産業の健全な発展】

製品の高付加価値化、生産・流通体制の整備による木材産業の競争力の強化
「地材地消」の推進などによる道産木材・木製品の利用の促進
森林バイオマスの利用促進
持続的な人工林資源の供給と更新
森林施業の低コスト化の推進
地域林業の担い手の育成

【道民との協働による森林づくり】

道民参加の森林づくり等の促進
道民の自発的な木育活動の推進

ウ 水産業

本道の水産業は地域経済を支える基幹産業であり、国内漁業生産量の約4分の1を生産していますが、近年は資源の低下などにより漁獲量が減少傾向にあります。また、漁業就業者の高齢化や減少に加え、国内経済の低迷による魚価の下落、燃油高騰などによる操業経費の増大など、本道漁業者の経営は総じて厳しい状況で推移しています。

このような状況を踏まえ、国民に対し、安全・安心な水産物を安定して供給していくため、資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

主 な 施 策

【漁業資源の維持増大と栽培漁業の推進】

水産資源の適切な管理及び秩序ある利用
栽培漁業の推進

【漁業経営体の育成・確保と漁業経営の安定】

担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進
安定的な水産業経営の育成
協同組合組織の経営の安定

【安全で安心な水産物の供給と国内外での競争力の強化】

安全かつ良質な水産物の安定的な供給
水産物の競争力の強化

【水域等の環境保全と漁港・漁村の整備の推進】

水産資源の生育環境の保全及びその体制整備
環境と調和した水産業の展開
快適で住みよい漁村の構築
活力ある漁村の構築

【食育や水産業・漁村に対する道民理解の促進】

道民理解の促進
水産業の振興に関する技術の向上

(3) 地場産業の振興

本道の地場産業は、食料品製造業などの地方資源型工業を中心に、地域の経済や雇用に大きな役割を果たしていますが、地場産業を形成する地域中小企業等を取り巻く経済社会環境は、既存市場の成熟化、健康指向や環境配慮など消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展など目まぐるしく変化しており、近年の長引く景気の低迷とあいまって、依然として厳しい状況に置かれています。

また、地域においては中小零細企業の割合が高く、総じて経営基盤が脆弱であることや、技術レベルも低く製品の企画開発力も弱いいため、技術力の向上や経営力の強化など、経済社会環境の変化に対応した積極的な取り組みが求められています。

このため、地域の産業支援機関などとの連携を深めるとともに、経済社会環境の変化に対応した付加価値の高い新製品・新技術の研究開発、人材育成、販路開拓の促進や、事業再生への支援、金融の円滑化などに加え、今後成長可能性の高い健康、環境、国際の視点からの産業おこしの取組に対する支援などにより、地場産業の振興を図ります。

主 な 施 策

【ものづくり産業の振興】

北海道立総合研究機構、工業技術センター、地域食品加工技術センターによる試験研究、技術指導

地域産業のIT化による競争力の強化と道内IT企業の振興

QCD（品質・コスト・納期）への対応力の強化

食品開発への専門家のアドバイス、試食会やテスト販売などを通じた食品製造業の振興

【新産業の創出】

リサイクル製品等の事業化に向けた研究事業等に対する支援

道産素材を利用した新しい機能性食品の研究開発の促進

道内各地域のバイオ資源の活用、新事業等の創出支援

【中小企業の育成・強化】

中小企業応援ファンドや農商工連携ファンドを活用した地域資源の活用や農商工連携による多様な新事業展開の支援

環境・健康・国際の視点に立った成長が期待される分野への進出など経済環境の変化に即応する新たな取組みの支援

中小企業向け融資制度の充実等による金融の円滑化

中小企業の経営革新、事業再生を円滑に進めるための企業に対する相談対応や経営改善計画の作成支援

建設業等が行う新分野進出・新事業展開などの経営革新に向けた取組の支援

(4) 企業の誘致対策

長引く景気後退の影響などにより、本道の企業立地件数は低い水準に留まり、また、立地先の多くが都市部中心となっており、過疎地域への企業立地が進まない状況にあります。

このため、北海道と市町村などが連携して、地域の特性や資源を活かしながら、地域経済の活性化につながる企業誘致に取り組むとともに、今後、市場の拡大が見込まれる次世代自動車、医薬品、データセンターなどへの戦略的な企業誘致を促進します。

主 な 施 策

北海道産業振興条例に基づく立地企業への支援

トップセールス、企業立地セミナーの開催、道外事務所による企業訪問

企業立地促進法に基づく支援措置を活用した企業立地の促進

(5) 起業の促進

全道の開廃業率は、直近調査(H18)では開業率が廃業率を上回り、平成3年以来続いた開廃業率の逆転現象の回復の動きが見えるものの、札幌市を除く地方では未だ逆転現象が継続しています。

創業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、道内関係機関と連携し、これまでの創業の中核を担う層のほか、シニア及び女性や若年者も対象に加え、創業機運の醸成からビジネスプランの作成、開業経費にかかる助成や融資、創業後の経営の不安定な時期（創業後3年程度）におけるフォローアップなど、各段階に応じた施策を推進します。

主 な 施 策

中小企業総合支援センターなどの関係機関と連携した研修等の実施
新商品・新サービスの開発や販路開拓等に要する経費に対する助成
創業後3年以内の創業者に対するフォローアップ

(6) 商業の振興

小売商業間の競争の激化、少子高齢化や人口減少の進展、公共施設や大規模集客施設など都市機能の郊外進出、車社会の進展や消費者ニーズの多様化など、小売商業を取り巻く環境が変化しています。これに伴い、本道の小売商業は、売上高の減少、経営者の高齢化や後継者不足、商店数の減少や施設の老朽化など、活力や魅力が低下しており、大変厳しい状況に置かれています。

このため、来街者が安心して買物できるような小売商業の環境づくりを促進するとともに、小売商業の後継者や担い手の育成を図ります。また、コンパクトなまちづくりの観点から中心市街地の活性化や商店街を中心に地域間の連携強化を図り、地域コミュニティの再生への取組を促進します。

主 な 施 策

空き店舗の効果的な活用の支援などによる商店街の活性化の促進
商店街と大型店が連携した地域貢献活動の促進
地域経済の発展に寄与している商店街、個店の優れた取組の発信
中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画の策定支援
歩道、街路灯、駐車場等の公共的共同施設の整備

(7) 観光の振興

本道の観光入り込み客数は、平成 11 年度をピークに伸び悩んでいますが、外国人観光客については、順調に増加し、ここ 10 年間で、約 3 . 5 倍に達しています。中でも、近年は、中国、シンガポールからの来道客の増加が著しく、東アジア地域の経済的発展とあいまって、今後、さらなる伸びが期待されています。

また、個人・グループ旅行の増大やグリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズムなどの新しい旅行分野や自然観賞、温泉、買い物、食などの旅行目的の多様化が進み、旅行形態が変化していることから、多彩で魅力ある観光地づくりをさらに進め、国内、海外から来道する観光客の拡大による観光消費額の増大を図ることが必要です。

さらに、北海道の優位性を生かすためにも、効果的な情報発信が必要となっており、増大する外国人観光客に向けても、外国語のホームページによる発信や海外のテレビ等の媒体を使った P R などの効果的な宣伝誘致活動が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、自然環境を守り、地域の資源を生かして、魅力ある観光地をつくとともに、地域の様々な産業が連携し、地域の活性化を促し、経済の活性化を図ります。

主 な 施 策

自然環境と共生する観光地づくり
地域の個性を生かした魅力ある観光地づくり
食の魅力を生かした観光地づくり
安心・快適な受入環境づくり
国内外からの誘客促進
観光振興のための効果的な情報発信

(8) 省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入

北海道は環境負荷の少ない風力、雪氷、バイオマスなど新エネルギーの豊富な地域であり、道内各地で、地域の自然や産業の特性を活かして、新エネルギーを利用する取組が進められています。特に「バイオマス」は、化石燃料への依存度の高い社会から脱却し、循環型社会の形成や地球温暖化防止などに大きく貢献するものとして期待されています。

新エネルギーは、自然条件に左右され出力が不安定であることや競合するエネルギーと比較してコストが高い状況にあるため、新エネルギー利用設備・機器の効率改善、製造コスト低減のために、本道の産業特性に応じた開発などを促進し、新エネルギーの出力安定性や経済性などの向上を図ることが必要です。

また、地域においては、省エネルギー・新エネルギーの設備費の負担が大きく、費用対効果の検証が難しいことや省エネルギー・新エネルギーを担う企業等が身近にないなど、財政確保、情報支援、人材の確保が課題となっています。

このため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「同行動計画」に基づく施策を着実に進め、道民、事業者などの省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入の推進に向けた自主的な取組を促進します。

主 な 施 策

省エネルギー・新エネルギーに関する学習の総合的、体系的な推進
民間団体等の自発的な活動の促進
事業者による開発・導入の促進に資する事業活動支援による関連産業の振興
大学や民間の研究開発の推進、成果の普及促進
道民、事業者、民間団体、市町村、国との連携強化

(9) 港湾施設の充実

港湾は、農水産業や国内外に展開する製造業の物流拠点や魅力ある北海道観光などの活動の拠点となっているほか、道民の生活に欠かせない人や物の移動をはじめ、人々のいこい・にぎわいの場、暮らしの安全安心を確保する防災などの拠点としても道民生活を支える重要な社会基盤となっています。

このため、港湾管理者である市・町・管理組合と国、道、港湾利用者などが連携・協力しながら、地域の強みや資源を活かした産業の振興などを支えるため、港湾の整備や利用の促進を図るとともに、多様化する利用者ニーズや物流の効率化などに的確に対応した港湾の機能充実や大規模災害時の緊急物資の輸送拠点としての機能の確保、みなどがある地域ならではの、にぎわいや活気があり人々が楽しむ場の創出などの取組を進めます。

主 な 施 策

船舶の航行や荷役作業などの安全性を確保するための施設整備の促進
岸壁などの港湾機能の充実やアクセス道路の整備などの促進
観光などの地域産業を支えるため必要な港湾機能の強化の促進

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

ア 現状と問題点

本道における交通・情報通信基盤などの社会資本は、計画的な整備が進められてきていますが、高齢化の進行などに伴い、将来の社会資本への投資余力の減少が懸念されています。

また、道内各地域においては、情報通信技術を活用した地域の魅力の発信やコミュニティ活動、医療、教育など、様々な面で地域特性を活かした個性的な取組が見られるようになってはいますが、これらの取組はまだ限定的であり、距離と時間を短縮する情報通信技術の特性を更に活用する余地は大きく残されています。

現 状 と 問 題 点

【道路】

地域における基幹的な社会基盤としての役割
中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な
施設整備

【交通】

多様性、選択制のあるネットワークの形成、各種交通機関の特性を生かした
有機的な連携
地域の日常生活や産業活動に必要な地域交通の確保

【情報化】

生活や経済活動等への情報通信技術の浸透
財源不足や人材・ノウハウの不足

【地域間交流】

価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応

イ 今後の方針

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成や、情報化の推進を図ります。

また、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かし、ゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等、都市住民のニーズに応えるため、都市等との地域間交流の促進を図ります。

(2) 国道、道道及び市町村道の整備

国道、道道及び市町村道は、産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など、個性豊かな地域社会を形成する上で基幹的な社会基盤として重要な役割を果たしていますが、本道の過疎地域における道道及び市町村道の舗装率、改良率の平均は、いずれも全道平均を下回っており、また、市町村の管理する橋梁については、急速に老朽化が進むことが予測されています。

また、都市と地方との地域間格差の是正に向けて、地域間の交流・連携を促進し地域の活力を高める上で、道路網の充実・強化は不可欠ですが、公共事業を取り巻く厳しい状況を背景に、中長期的な視点で、「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な取組が求められています。

このような状況を踏まえ、地域における経済・社会活動の広域化に対応するため、高規格幹線道路をはじめとする国道・道道等の幹線道路と連絡する幹線市町村道の整備を促進するほか、日常生活を支える市町村道についても整備を進めるとともに、橋梁の事後保全から予防保全への転換を円滑に行い、環境と調和し、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

整備目標（平成27年度末）

【幹線道路（国道・道道）】

安心して暮らせる地域社会の形成や地域経済の活性化を図るため、地域の交流や救急医療施設、学校、観光施設、インターチェンジなどのアクセス向上など、地域生活を支える幹線道路の整備を推進するとともに、既存ストックの機能を適切に発揮させるため、施設の維持管理を適正な水準で行うことにより、道路施設の保全を図る。

【市町村道】

過疎地域の産業振興や生活の安定、地域間交流を促進するため、緊急に整備を必要とする幹線市町村道の改良、舗装、橋梁の長寿命化を積極的に促進する。

【冬期交通の確保】

除排雪の効率化や雪崩、地吹雪対策など防雪事業や凍雪害防止事業などにより関連施設の整備を図るとともに、地域の実態や住民のニーズに即した除雪事業を促進するため、国、道、市町村が連携した協力体制の確立や、迅速かつ正確な道路情報の共有化を図る。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

本道における農道、林道及び漁港関連道は、農畜産物・漁獲物・関連資材の輸送など物流機能のほか、生活・防災上の基盤施設となるなど、地域振興を図る上で重要な役割を果たしています。

このことから、生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

整備目標（平成27年度末）

【農道】

農業生産の近代化、農畜産物の流通合理化を促進するとともに農村地域の生活環境の改善に資するため、農道網の効率的・効果的な整備を推進する。

【林道】

地球温暖化防止など森林のもつ多面的機能の発揮と木材の安定供給に向けて、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、林業・木材産業の振興等を通じて地域の活性化を図る。

なお、林道の整備に当たっては、野生動植物の生息環境や生態系の保全など生物多様性の保全に配慮した路線計画や工法を多用するとともに、工事コスト縮減や間伐材の利用促進にも留意する。

【漁港関連道】

漁獲物の流通及び漁業資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港等へのアクセス道路の整備を推進する。

(4) 多様な交通確保対策

本道における交通基盤の果たす役割は、地域間の連携促進、地域住民の足の確保はもとより、道内産業の活性化や観光の振興を図る上で、以前にも増して大きくなっていますが、輸送需要が減少し、経営は厳しく、路線の維持が困難な状況となっています。

本道における交通確保対策は、多様性、選択性のあるネットワークの形成や各種交通機関の特性を生かした有機的な連携等を総合的に進めることにより、高速交通空白地帯の解消や半日交通可能圏の拡大を図るほか、地域の日常生活や産業活動に必要な地域交通の確保を図るなど、利用者ニーズの多様化や地域性に応じたバス、鉄道、航路、航空路などの交通網の整備を進めます。

主な施策

【バス交通の確保】

国、道、市町村、バス事業者の適切な役割分担によるバス交通の確保対策の推進

【地域内生活交通の確保】

デマンド交通など地域住民のニーズに応じた交通手段の確保

【鉄道交通の確保】

鉄道事業者等の関係機関と連携した施設整備や利用の促進
地域住民の利用ニーズに応じた交通手段の確保

【海上交通の確保】

海上ネットワークの維持・充実や港湾機能の充実
島民生活の安定や向上のための離島航路の維持・確保

【航空交通の確保】

航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実
島民の生活の維持や安全・安心の確保のための離島航空路線の維持・確保

(5) 情報化の推進

全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む中、広大な面積を有し、広域分散型の地域構造を持つ本道においては、住民ニーズの多様化に対応しつつ、どの地域に暮らしても豊かさが実感できるよう、地域づくりへの情報通信技術の活用を積極的に進める必要があります。

また、地域の中小企業においては、人材面や費用面等の問題から、大企業と比較してITの利活用が十分進んでいるとはいえ、地域の基幹産業であり、北海道が強みを有する食や観光などの産業分野においては、競争力強化や国内外へのマーケット拡大のため、ITの更なる活用が求められています。

更に、多くの過疎地域等においては、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウ不足等から単独自治体での電子行政の推進が難しい状況にあることから、道と市町村が連携しながら北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）を推進することにより、効率的な情報化の推進と住民の利便性の向上が求められています。

情報通信基盤については、一定の水準まで整備が進んでいることから、今後この利活用により、地域での課題解決に向けた取組が必要となっています。

また、過疎地域等の条件不利地域においては、地上デジタル放送の移行に伴い、地形的な要因により新たな難視地区が見込まれています。

このような状況を踏まえ、「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる個性と活力に満ちた北海道」をめざし、地域、産業、行政の分野における情報化に加え、これらを支えるための環境づくりという視点から情報化を進めます。

主 な 施 策

【ITを活用した地域づくり】

地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
ITの活用による教育環境や医療・福祉サービスの充実
災害や地域の安全情報の提供

【ITを活用した産業の活性化】

IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

【ITを活用した行政運営の高度化】

北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）の推進
次世代型電子行政サービス化調査研究事業の実施
電子自治体サポート体制の推進

【情報化推進に向けた環境づくり】

携帯電話不感地帯の解消
地上テレビ放送の円滑なデジタル化に向けた取組の促進
地域・企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進

(6) 地域間交流の促進

時代の変化とともに「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然と人々の営みによって長い時間をかけて醸成されてきた農山漁村の価値が見直されつつあります。

また、都市圏では、環境に恵まれた地方への移住・交流などへの関心が高まっており、一部には、都市住民が中心となって農山漁村の保全に取り組むといった動きも見られるようになっていきます。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流、さらには自分にあったスタイルで北海道の生活を体験できる「ちょっと暮らし」など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

主 な 施 策

グリーン・ツーリズムやマリン・ツーリズム、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進

本道の特色を生かしたアウトドア活動の振興や北海道遺産の活用など参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流の促進

芸術、音楽、舞踏、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進

農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開

移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備

青函経済文化圏の形成をめざす青函交流の推進

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

ア 現状と問題点

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、こうした経済社会情勢や意識の変化を踏まえ、人にやさしい住まいや環境づくりなど、本道の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境の整備が求められています。

このため、多様なニーズに対応した良質な住まいづくりや地域にふさわしい住みよい生活環境の整備を進める必要があります。

現 状 と 問 題 点

【生活環境施設】

生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正
生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応

【消防・救急】

高度な応急措置、迅速な搬送体制等の確立
消防救急無線のデジタル化への対応

イ 今後の方針

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備や安全でおいしい水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、住民を災害や火災などから守り、生活の安定・安全を確保するため、消防・救急体制の整備を進めます。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

生活水準の向上や安全への関心の高まりなど、経済社会情勢の変化に伴い、生活環境に対するニーズが多様化・高度化しており、また、地域によっては生活環境施設の整備水準に格差が生じている状況にあります。

こうした経済社会情勢の変化や現状を踏まえ、地域の特性や実情に応じた地域にふさわしい住みよい生活環境の整備を促進します。

整 備 目 標 （平成 27 年度末）

【水道】

安全で安心な水道水を供給するため、水道未普及地域の解消を推進し、水道普及率の向上を図るとともに、水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の老朽化対策等として、その計画的な更新を促進する。

【汚水処理施設】

生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽などの効率的・効果的な整備を推進する。

特に過疎地域においては、広域汚泥処理やし尿の下水道施設等への受入等、各市町村の事業費負担や維持管理費の縮減を図る。

【ごみ処理施設】

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を推進し、循環型社会の形成に向けた必要な施設整備を促進する。

【し尿処理施設】

くみ取りし尿の減少や浄化槽汚泥の増加が見込まれることから、地域の実情に即して、計画的なし尿処理施設の整備や既存施設の高度化、改良を促進する。

【都市公園等】

レクリエーション空間や安全で身近な自然環境の創出を図る「快適な都市の緑・環境づくり」を推進する。

【公営住宅等】

子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり、誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり、豊かな自然環境を保全・活用する住まいづくり、まちのにぎわいを創出する住まいづくりを進める。

(3) 消防施設及び救急業務の充実

消防・救急体制については、逐次その整備が進められてきていますが、住民生活の安定を図るため、なお一層の整備を進める必要があり、特に、救急業務体制については傷病者の救命率の向上を目的として、高度な応急処置の実施や迅速な搬送体制等の確立を図ることが必要です。

また、電波法に基づく周波数割当計画の改正等により平成 28 年 5 月末までに消防救急無線をデジタル化することとなっています。

このため、動力消防ポンプや消防水利などのほか、救急業務の高度化に対応した施設の整備を促進するとともに、救急隊員に対して応急処置範囲の拡大に対応した教育を実施します。

また、関係機関と十分な調整を図りながら、消防救急無線のデジタル化を促進します。

整 備 目 標 (平成 27 年度末)

消防救急無線のデジタル化を促進する。

火災などの災害防止や被害軽減を図るため、地域の実情に応じた消防力の整備を促進する。また、震災などによる消火栓の使用不能に備えるためにも、耐震性貯水槽などを組み合わせた消防水利の整備を促進する。

複雑多様化、大規模化する各種災害に対応するため、梯子自動車や救助工作車など高度な消防車輛の整備を促進する。

増加する救急需要に対応した整備を図るとともに、救急業務の高度化に対応した施設の整備を促進する。

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

ア 現状と問題点

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、高齢者や子ども、家庭を取り巻く環境が変化しており、家庭や地域における援助機能の低下などを背景として、健康をはじめ豊かさを実感できる暮らしに対する関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、住民の福祉活動への参加やサービスの質の確保・向上、不特定多数の人々が利用する公共的施設の整備などを促進し、どこで暮らしていても、必要なサービスが総合的に提供される体制づくりを進めることが必要です。

現 状 と 問 題 点

【高齢者の福祉】

介護を要する高齢者の増加

サービスの質の確保、サービス提供基盤の整備

【その他の保健・福祉】

共働き家庭の増加等による家庭の養育機能の低下

子ども同士のふれ合う機会の減少

イ 今後の方針

だれもが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し支えながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がい者の人たちが地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

介護保険を運営し、地域密着型サービスや介護予防サービスを行う上で、サービスの質の確保、サービス提供基盤の整備などが求められています。

このため、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者の尊厳と自立促進を念頭においた様々な施策を展開するなど、住民全体で支え合う地域社会づくりを推進します。

主 な 施 策

健康づくりと介護予防の推進等

サービス提供基盤整備

サービスの質の確保・向上

認知症高齢者施策の充実

地域生活支援（地域ケア）体制整備

高齢者の積極的な社会参加

介護保険事業の円滑な推進

(3) その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加等による家庭の養育機能の低下、少子化や生活様式の変化による子ども同士のふれ合う機会の減少、都市化の進行による遊び場の減少などにより、子どもの健やかな成長が損なわれ、社会の活力が低下するなど、子どもや社会に与える影響が懸念されています。

このため、地域子育て支援拠点や延長保育の拡充など、多様な保育ニーズに対応した保育所の整備促進、保育士などの人材の育成・確保を促進するとともに、児童の健全な育成を助長するため、拠点となる児童館や放課後児童クラブの整備を促進します。

また、保育所と幼稚園の一体的な運営など、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進するほか、先駆的な実践例に関する研修の実施などの普及啓発を推進します。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

主 な 施 策

地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進

地域の実情に応じた児童館及び放課後児童クラブの整備促進

保育所と幼稚園の一体的な運営など、地域の実情に応じた認定こども園の設置促進

大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

ア 現状と問題点

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきていますが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じています。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められています。

現 状 と 問 題 点

【無医地区】

医療機関までの距離・時間の改善

【特定診療科目】

医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足

【医療提供体制】

医療機関の相互連携と機能分担

イ 今後の方針

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

(2) 無医地区対策

無医地区については、漸次減少しているものの、依然として 100 地区を越える無医地区が存在しており、身近なところで適切な医療を受けることが困難であり、医療機関まで遠距離・長時間の通院を余儀なくされています。

このような状況を踏まえ、へき地医療拠点病院の巡回診療により、地域住民の医療を確保するとともに、患者輸送車の整備を促進し、地域に必要な医療の確保を図ります。

(3) 特定診療科目に係る医療確保対策

産婦人科や小児科などの特定診療科目については、医師不足が、極めて深刻な状況になっています。

また、専門的な診療科目での受診を希望する場合、その科目を有する医療機関まで、遠距離・長時間の通院を余儀なくされています。

このような状況を踏まえ、医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣、地域医

療振興財団におけるドクターバンク事業、医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣事業の実施、道内医育大学の定員増や地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施、医師不足の抜本的な解消のための制度改善に関する国への要望の実施などにより、地域医療を担う医師を確保し、特定診療科目に係る医療の確保を図ります。

(4) 体系的な医療提供体制の整備

医療の高度・専門化が進むにつれ、疾病の発症から在宅療養に至るまでを一人の医師、一つの医療機関で対応することが難しくなっています。

このため、生活習慣病であるがんや脳卒中などの疾患をはじめ、救急医療、周産期医療などの主要な事業ごとに、地域における医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制を構築し、発症から外来での通院や入院から居宅等へ戻るまでの切れ目のない医療サービスの確保を図るとともに、医療連携体制を構成する医療機関について、道民に対し適切な情報提供を行います。

主 な 施 策

【無医地区対策】

へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
患者輸送車・巡回診療車の整備促進

【特定診療科目に係る医療確保対策】

医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
道内医育大学の定員増や地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

【体系的な医療提供体制の整備】

医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

ア 現状と問題点

少子化の進行などによる児童生徒の減少に伴い、小・中学校においては、小規模校が数多く存在しており、へき地・小規模校の教育活動の一層の充実が求められている一方で、統廃合を余儀なくされる学校も増加しています。

また、住民の生涯にわたる学習に対する意欲の高まり、スポーツに対するニーズの多様化に応える関連施設の整備や既存施設の有効活用が求められています。

現 状 と 問 題 点

【学校施設】

校舎等の安全性の確保
学校統廃合に伴う廃校施設の有効活用

【集会・体育・社会教育施設】

生涯にわたる学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化
既存施設の有効活用

イ 今後の方針

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

(2) 小・中学校の教育施設等の整備

小・中学校の施設は児童生徒の安全を確保する必要があることや地域の防災拠点となることから、耐震性の確保が急務となっているほか、地域の環境を考慮した学校施設の整備や、環境教育への活用が求められています。

また、へき地・小規模校における教育の充実を図るため、教育用コンピューター等のマルチメディアを積極的に活用した教育活動を促進する必要があります。

このような状況を踏まえ、学校建物の安全性の確保や社会状況の変化、教育内容・教育方法の多様化に対応した計画的な施設設備の整備を促進します。

なお、公立幼稚園については、預かり保育をはじめとする子育て支援機能の充実等に配慮した整備を促進します。

主 な 施 策

校舎及び屋内運動場等の耐震化の促進
マルチメディア、情報通信ネットワークの整備促進
学校図書館、理科教育設備などの整備促進

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、北海道の豊かな自然や、科学などに関する学習・体験活動、学習ニーズに応じた情報の提供など、新しい時代にふさわしい生涯学習の拠点として公民館、図書館などの社会教育施設等の整備充実やネットワーク化の一層の推進を図っていく必要があります。

道民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、住民が運営の主体となる総合型地域スポーツクラブの育成を視野に入れた施設の有効活用に努めるとともに、地域住民ぐるみの多様な活動などにも配慮した施設の活用を図ります。

整備目標（平成27年度末）

【集会・社会教育施設】

生涯学習のための中核施設として、公民館、図書館などの社会教育施設の整備を促進し、その効果的な運営を図る。

【体育施設】

住民の健康、体力の保持、増進を図る施設として、野外活動など、地域特性を生かしたスポーツ施設の充実を図る。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

ア 現状と問題点

本道は、歴史的な文化やアイヌの人たちの伝統や文化、全国各地から移り住んできた人たちの文化や明治の開拓期における諸外国の影響を受けた文化を受け継いでおり、開放的で多様性のある文化が育まれています。

また、本道初の国宝の誕生（中空土偶）や縄文遺跡群などの世界遺産登録への気運の盛り上がりなどにより、文化財を道民の共有財産として次代へ引き継ぎ、文化や文化財を活用した魅力ある地域づくりへの関心が高まっています。

近年は、人びとの生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められており、各地域で個性ある文化活動が展開されるなど、文化に対する関心や期待が高まってきていることから、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくことが必要です。

現状と問題点

開放的で多様性のある文化の継承
文化に対する関心や期待の高まり
個性的な地域文化の創造

イ 今後の方針

だれもが「心の豊かさ」を実感できる地域社会の形成に向け、地域住民の自主的・創造的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充、文化財や歴史的遺産・北海道遺産の保存・活用、青少年の文化活動に対する支援等を進めるなど、すべての人が文化を享受することのできる環境の整備を推進します。

また、歴史・文化をテーマとした地域間交流を促進するとともに、北海道遺産、産業遺産、景観などを生かしたまちづくりを推進します。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

地域住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、本道の地域文化を創造するためには、文化施設の整備・充実が必要であり、博物館、美術館、図書館、文書館、文学館など、各種の文化施設の機能を高めるとともに、その整備を促進します。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

ア 現状と問題点

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしていますが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しています。

近年、人口流出や高齢化が進み、平成 20 年に道が実施した調査では、過疎地域住民の半数以上が 65 歳以上である集落は、全体の約 11% を占め、こうした高齢化が進んだ集落は、10 年後には、約 40% を占めるものと予想されています。

これらの集落では、就業の機会の減少、日常生活扶助機能の低下、集落行事やイベントの開催が困難になるなどの様々な問題が顕在化することが懸念されています。

イ 今後の方針

集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

(2) 集落整備の対策

集落における道路や住宅など基礎的な生活環境の整備促進や集落の実情に応じた集落問題に対応するため、地域における「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用促進や全国の取組事例などの情報提供を行います。

また、交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な小規模集落については、関係住民の自主的な総意のもとに、移転後における安定した所得や良好な生活環境の確保の見通しなどに十分な検討を加え、その再編整備に努めます。

資 料

資料1 人口の推移

【単位：千人、％】

区 分		国 勢 調 査 人 口									
		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
総人口	過疎	2,654	2,431	2,123	1,889	1,797	1,699	1,550	1,455	1,375	1,288
	増減	-	8.4	12.7	11.0	4.9	5.5	8.8	6.1	5.5	6.3
	全道	5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628
	増減	-	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	0.6	0.9	0.2	1.0
	過/全	52.7	47.0	41.0	35.4	32.2	29.9	27.5	25.6	24.2	22.9
(年齢階層別内訳)											
0歳～14歳	過疎	944	739	562	465	401	345	272	219	182	155
	増減	-	21.7	24.0	17.3	13.8	14.0	21.2	19.5	16.9	14.8
	全道	1,681	1,462	1,309	1,313	1,298	1,218	1,034	899	792	719
	増減	-	13.0	10.5	0.3	1.1	6.2	15.1	13.1	11.9	9.2
	過/全	56.2	50.5	42.9	35.4	30.9	28.3	26.3	24.4	23.0	21.6
15歳～29歳	過疎	691	621	513	406	351	300	260	237	214	171
	増減	-	10.1	17.4	20.9	13.5	14.5	13.3	8.8	9.7	20.1
	全道	1,432	1,494	1,446	1,355	1,247	1,161	1,164	1,170	1,098	951
	増減	-	4.3	3.2	6.3	8.0	6.9	0.3	0.5	6.2	13.4
	過/全	48.3	41.6	35.5	30.0	28.1	25.8	22.3	20.3	19.5	18.0
30歳～64歳	過疎	903	942	905	857	858	841	772	709	647	600
	増減	-	4.3	3.9	5.3	0.1	2.0	8.2	8.2	8.7	7.3
	全道	1,714	1,966	2,130	2,303	2,577	2,749	2,761	2,773	2,735	2,745
	増減	-	14.7	8.3	8.1	11.9	6.7	0.4	0.4	1.4	0.4
	過/全	52.7	47.9	42.5	37.2	33.3	30.6	28.0	25.6	23.7	21.9
65歳以上	過疎	116	129	143	161	187	213	246	290	332	362
	増減	-	11.2	10.9	12.6	16.1	13.9	15.5	17.9	14.5	9.0
	全道	212	249	299	367	452	550	675	845	1,032	1,206
	増減	-	17.5	20.1	22.7	23.2	21.7	22.7	25.2	22.1	16.9
	過/全	54.7	51.8	47.8	43.9	41.4	38.7	36.4	34.3	32.2	30.0

注1) 「過疎」は、過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2) 「全道」は、全道における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3) 「増減」は、各年毎の5年間における人口の増減率(%)を示す。

注4) 「過/全」は、全道人口に対する過疎地域人口の割合(%)を示す。

資料2 45年間(又は35年間又は25年間)における人口増減率(全道・過疎地域)

【単位：％】

区 分		人口増減率					
		S35～H7	S45～H7	S40～H12	S50～H12	S35～H17	S55～H17
総人口	過疎	45.2	31.5	43.4	27.2	51.5	28.3
	全道	13.0	9.8	9.9	6.5	11.7	0.9
(年齢階層別内訳)							
0歳～14歳	過疎	76.8	61.0	75.4	60.9	83.6	61.3
	全道	46.5	31.3	45.8	39.7	57.2	44.6
15歳～29歳	過疎	65.7	53.8	65.5	47.3	75.3	51.3
	全道	18.3	19.1	26.5	19.0	33.6	23.7
30歳～64歳	過疎	21.5	21.7	31.3	24.5	33.6	30.1
	全道	61.8	30.2	39.1	18.8	60.2	6.5
65歳以上	過疎	150.0	102.8	157.4	106.2	212.1	93.6
	全道	298.6	182.6	314.5	181.2	468.9	166.8

注) 「過疎」及び「全道」は、過疎地域又は全道における45年間(又は35年間、25年間)の人口の増減率(%)を示す。

資料3 産業別就業人口の推移

【単位：千人】

区 分	人 数										
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	
過疎地域	総 数	1,161	1,096	1,092	904	883	834	779	751	695	631
	第一次産業	544	425	354	273	240	224	196	168	144	131
	農 業	405	300	249	185	161	154	135	117	102	94
	林 業	47	40	31	25	21	18	13	9	6	5
	水産業	92	85	74	63	58	52	48	42	36	32
	第二次産業	273	289	286	234	234	207	193	187	166	129
	鉱 業	96	66	44	25	21	15	5	3	3	1
	建設業	83	116	114	105	115	101	94	99	90	67
	製造業	94	107	128	104	98	91	94	85	73	61
	第三次産業	344	381	452	397	409	403	390	396	385	367
	全 道	総 数	2,183	2,326	2,460	2,462	2,598	2,625	2,695	2,806	2,731
第一次産業		778	614	516	397	354	332	292	251	218	201
農 業		609	462	388	288	254	242	214	187	166	155
林 業		59	51	40	32	28	25	18	13	9	7
水産業		110	101	88	77	72	65	60	51	43	39
第二次産業		521	610	628	638	661	616	631	658	603	495
鉱 業		111	77	53	31	28	21	10	7	6	3
建設業		181	253	269	305	347	323	333	366	340	274
製造業		229	280	306	302	286	272	288	285	257	218
第三次産業		884	1,102	1,315	1,423	1,582	1,674	1,764	1,881	1,881	1,857

注) 国勢調査による各産業別の人口(総数は分類不能を含む。)

【単位：%】

区 分	構 成 比											指数 (S35 = 100)								
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	
過疎地域	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.4	94.1	77.9	76.1	71.8	67.1	64.7	59.9	54.3
	第一次産業	46.9	38.8	32.4	30.2	27.2	26.9	25.2	22.4	20.7	20.8	78.1	65.1	50.2	44.1	41.2	36.0	30.9	26.5	24.1
	農 業	34.9	27.4	22.8	20.5	18.2	18.5	17.3	15.6	14.7	14.9	74.1	61.5	45.7	39.8	38.0	33.3	28.9	25.2	23.2
	林 業	4.0	3.6	2.8	2.8	2.4	2.2	1.7	1.2	0.9	0.8	85.1	66.0	53.2	44.7	38.3	27.7	19.1	12.8	10.6
	水産業	7.9	7.8	6.8	7.0	6.6	6.2	6.2	5.6	5.2	5.1	92.4	80.4	68.5	63.0	56.5	52.2	45.7	39.1	34.8
	第二次産業	23.5	26.4	26.2	25.9	26.5	24.8	24.8	24.9	23.9	20.4	105.9	104.8	85.7	85.7	75.8	70.7	68.5	60.8	47.3
	鉱 業	8.3	6.0	4.0	2.8	2.4	1.8	0.6	0.4	0.4	0.2	68.8	45.8	26.0	21.9	15.6	5.2	3.1	3.1	1.0
	建設業	7.1	10.6	10.4	11.6	13.0	12.1	12.1	13.2	12.9	10.6	139.8	137.3	126.5	138.6	121.7	113.3	119.3	108.4	80.7
	製造業	8.1	9.8	11.7	11.5	11.1	10.9	12.1	11.3	10.5	9.7	113.8	136.2	110.6	104.3	96.8	100.0	90.4	77.7	64.9
	第三次産業	29.6	34.9	41.4	43.9	46.3	48.3	50.1	52.7	55.4	58.2	111.0	131.4	115.4	118.9	117.2	113.4	115.1	111.9	106.7
	全 道	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	106.6	112.7	112.8	119.0	120.2	123.5	128.5	125.1
第一次産業		35.6	26.4	21.0	16.1	13.6	12.6	10.8	8.9	8.0	7.7	78.9	66.3	51.0	45.5	42.7	37.5	32.3	28.0	25.8
農 業		27.9	19.9	15.8	11.7	9.8	9.2	7.9	6.7	6.1	6.0	75.9	63.7	47.3	41.7	39.7	35.1	30.7	27.3	25.5
林 業		2.7	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.7	0.5	0.3	0.3	86.4	67.8	54.2	47.5	42.4	30.5	22.0	15.3	11.9
水産業		5.0	4.3	3.6	3.1	2.8	2.5	2.2	1.8	1.6	1.5	91.8	80.0	70.0	65.5	59.1	54.5	46.4	39.1	35.5
第二次産業		23.9	26.2	25.5	25.9	25.4	23.5	23.4	22.1	19.0	117.1	120.5	122.5	126.9	118.2	121.1	126.3	115.7	95.0	
鉱 業		5.1	3.3	2.2	1.3	1.1	0.8	0.4	0.2	0.2	0.1	69.4	47.7	27.9	25.2	18.9	9.0	6.3	5.4	2.7
建設業		8.3	10.9	10.9	12.4	13.4	12.3	12.4	13.0	12.4	10.5	139.8	148.6	168.5	191.7	178.5	184.0	202.2	187.8	151.4
製造業		10.5	12.0	12.4	12.3	11.0	10.4	10.7	10.2	9.4	8.4	122.3	133.6	131.9	124.9	118.8	125.8	124.5	112.2	95.2
第三次産業		40.5	47.4	53.5	57.8	60.9	63.8	65.5	67.0	68.9	71.3	124.7	148.8	161.0	179.0	189.4	199.5	212.8	212.8	210.1

注) 国勢調査による各産業別の人口(総数は分類不能を含む。)の構成比及び昭和35年を100とした場合の指数を示す。

資料4 連携地域別人口の推移

【単位：千人、％】

区分		国勢調査人口									
		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
道南 連携 地域	過疎	260	243	220	207	199	188	170	158	149	137
	増減	-	6.5	9.5	5.9	3.9	5.5	9.6	7.1	5.7	8.1
	地域	587	580	568	575	585	575	546	532	517	496
	増減	-	1.2	2.1	1.2	1.7	1.7	5.0	2.6	2.8	4.1
	過/地	44.3	41.9	38.7	36.0	34.0	32.7	31.1	29.7	28.8	27.6
道北 連携 地域	過疎	536	511	454	394	373	352	321	299	282	265
	増減	-	4.7	11.2	13.2	5.3	5.6	8.8	6.9	5.7	6.0
	地域	847	851	811	771	781	771	733	713	697	675
	増減	-	0.5	4.7	4.9	1.3	1.3	4.9	2.7	2.2	3.2
	過/地	63.3	60.0	56.0	51.1	47.8	45.7	43.8	41.9	40.5	39.3
オホ ーツ ク 連携 地域	過疎	270	247	212	189	182	173	161	152	145	136
	増減	-	8.5	14.2	10.8	3.7	4.9	6.9	5.6	4.6	6.2
	地域	425	410	381	366	372	367	353	346	338	325
	増減	-	3.5	7.1	3.9	1.6	1.3	3.8	2.0	2.3	3.8
	過/地	63.5	60.2	55.6	51.6	48.9	47.1	45.6	43.9	42.9	41.8
十勝 連携 地域	過疎	171	163	143	128	121	116	105	97	93	87
	増減	-	4.7	12.3	10.5	5.5	4.1	9.5	7.6	4.1	6.5
	地域	345	352	344	342	354	362	356	357	358	354
	増減	-	2.0	2.3	0.6	3.5	2.3	1.7	0.3	0.3	1.1
	過/地	49.6	46.3	41.6	37.4	34.2	32.0	29.5	27.2	26.0	24.6
釧路 ・ 根室 連携 地域	過疎	177	172	148	143	138	133	123	116	109	102
	増減	-	2.8	14.0	3.4	3.5	3.6	7.5	5.7	6.0	6.4
	地域	372	387	382	397	406	403	388	377	363	346
	増減	-	4.0	1.3	3.9	2.3	0.7	3.7	2.8	3.7	4.7
	過/地	47.6	44.4	38.7	36.0	34.0	33.0	31.7	30.8	30.0	29.5
道央 広域 連携 地域	過疎	1,240	1,095	946	828	784	737	670	633	597	561
	増減	-	11.7	13.6	12.5	5.3	6.0	9.1	5.5	5.7	6.0
	地域	2,463	2,592	2,696	2,887	3,078	3,201	3,268	3,367	3,410	3,432
	増減	-	5.2	4.0	7.1	6.6	4.0	2.1	3.0	1.3	0.6
	過/地	50.3	42.2	35.1	28.7	25.5	23.0	20.5	18.8	17.5	16.3

注1) 「過疎」は、連携地域内の過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2) 「地域」は、連携地域内における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3) 「増減」は、各年毎の5年間ににおける人口の増減率(%)を示す。

注4) 「過/地」は、連携地域内人口に対する連携地域内の過疎地域人口の割合(%)を示す。

資料5 45年間(又は35年間又は25年間)における人口増減率(連携地域・過疎地域)

【単位：％】

区分		人口増減率					
		S35～H7	S45～H7	S40～H12	S50～H12	S35～H17	S55～H17
道南	過疎	39.2	28.2	38.7	28.0	47.3	31.2
	地域	9.4	6.3	10.9	10.1	15.5	15.2
道北	過疎	44.2	34.1	44.8	28.4	50.6	29.0
	地域	15.8	12.1	18.1	9.6	20.3	13.6
オホ ーツ ク	過疎	43.7	28.3	41.3	23.3	49.6	25.3
	地域	18.6	9.2	17.6	7.7	23.5	12.6
十勝	過疎	43.3	32.2	42.9	27.3	49.1	28.1
	地域	3.5	3.8	1.7	4.7	2.6	0.0
釧路 ・ 根室	過疎	34.5	21.6	36.6	23.8	42.4	26.1
	地域	1.3	1.3	6.2	8.6	7.0	14.8
道央 広域	過疎	49.0	33.1	45.5	27.9	54.8	28.4
	地域	36.7	24.9	31.6	18.1	39.3	11.5

注) 「過疎」及び「地域」は、過疎地域又は全道における45年間(又は35年間、25年間)の人口の増減率(%)を示す。

過疎市町村一覧

平成22年4月1日現在

連携地域名		連携地域名		連携地域名			
総合振興局・振興局名		総合振興局・振興局名		総合振興局・振興局名			
市町村名		市町村名		市町村名			
道央広域連携地域 (53)	空知 (22)	道南連携地域 (15)	渡島 (8)	函館市	オホーツク連携地域 (15)	北見市	
				松前町		紋別市	
				福島町		津別町	
				知内町		清里町	
				木古内町		小清水町	
				森町		訓子府町	
				八雲町		置戸町	
				長万部町		佐呂間町	
			江差町	遠軽町			
			上ノ国町	湧別町			
			厚沢部町	滝上町			
			乙部町	興部町			
			奥尻町	西興部村			
			今金町	雄武町			
			せたな町	大空町			
	石狩	道北連携地域 (36)	上川 (18)	士別市	十勝連携地域 (14)	上士幌町	
				名寄市		鹿追町	
				鷹栖町		新得町	
				当麻町		清水町	
				比布町		更別村	
				愛別町		大樹町	
				上川町		広尾町	
美瑛町				幕別町			
中富良野町				池田町			
南富良野町				豊頃町			
占冠村				本別町			
和寒町				足寄町			
剣淵町				陸別町			
下川町				浦幌町			
留萌 (8)			道南連携地域 (10)	美深町	釧路・根室連携地域 (10)	釧路 (7)	釧路市
				音威子府村			厚岸町
				中川町			浜中町
	幌加内町	標茶町					
	留萌市	弟子屈町					
宗谷 (10)	道北連携地域 (36)	増毛町	根室 (3)	鶴居村			
		小平町		白糠町			
		苫前町		根室市			
		羽幌町		標津町			
		初山別村		羅臼町			
		遠別町		合計	1 4 3 団体		
		天塩町		総合振興局・振興局名欄の太字は総合振興局			
		稚内市		市町村名欄の斜字は過疎地域とみなす区域を有する市町			
猿払村	()内は市町村数						
浜頓別町							
中頓別町							
枝幸町							
豊富町							
礼文町							
利尻町							
利尻富士町							
幌延町							
胆振 (6)	道南連携地域 (10)	伊達市					
		豊浦町					
		壮瞥町					
		洞爺湖町					
		安平町					
		むかわ町					
日高 (7)	道北連携地域 (36)	日高町					
		平取町					
		新冠町					
		浦河町					
		様似町					
えりも町							
新ひだか町							